

## 「受託事業の労務費不適切計上事案」に関する再発防止策の実施状況

2021年9月

(一財) エネルギー総合工学研究所

当研究所は、「受託事業に係る労務費の不適切計上事案に関する原因究明・再発防止策検討委員会」の報告（令和2年8月）を踏まえ、理事長を委員長とする再発防止策実施委員会を設け、これまで約1年間にわたり毎月開催し、再発防止策の検討・実施を行って参りました。主な取り組みは以下のとおりです。

## 1. 公的事業のマネジメント体制の刷新

- ・ 不適切な計上の再発を防止するための環境整備として、「勤務・作業日誌管理マニュアル（以下「IAE マニュアル」という）」を作成するとともに、システムの改修を行い、2021年4月から運用を開始し、現在、IAE マニュアル及び本システムの運用状況をフォローしている。その際、「予定時間」は不適切計上の誘因であるため本システムでは使用しないこととし、作業時間・内容は研究員自らが入力し管理者がその内容を確認し承認すること等について IAE マニュアルに定めるとともに本システムに組み込んだ。
- ・ 受託マニュアル遵守に係る教育・研修の実施等が指摘されたところ、昨年4月、総務部内に教育・研修担当を設け人員を配置するとともに、NEDO マニュアルに基づく従事時間・内容の入力に関する研修、NEDO 研究事業における制度の変更に関する研修を実施した。また、2021年3月に全役職員を対象に IAE マニュアルに関する説明会を実施した。IAE マニュアルについては、今後も定期的に説明会、研修会を実施することとしている。

## 2. 収益構造の見直し

- ・ 予算達成へのプレッシャーが本事案の原因のひとつと指摘されたところ、民間受託の受注増加を図りバランスの取れた収益構造を目指すとともに、賛助会費収入増加に向けた取組みを行っている。賛助会員対応体制の強化のため、総務部に賛助会員担当部長及び賛助会員営業担当を配置した。
- ・ 月例研究会での研究グループからの提案、個別分野研究会における内外動向の報告検討、Newsletter を通じた調査研究成果の情報発信等を充実・強化し、こうした取組みを通じた技術相談、業務引合い等の増加を目指している。また、調査研究に加え人材育成・研修事業、コンサルティング業務等の受託・請負に取り組んでいる。
- ・ ベンチャー企業、大学等との協働を通じたイノベーションへの取組みを支援するためベンチャー支援機関（KSP 社）と連携し賛助会員とスタートアップとのマッチングの場として、2020年9月「IAE オープンイノベーションフォーラム」を開催。一定の成果が得られ、本年7月に第2回目を実施した。
- ・ 賛助会員からのご理解とご支援を得るため、途中段階の2020年2月20日及び同27日、最終処分後の2020年9月29日及び同10月2日にそれぞれ本事案の内容、事業活動等に関する説

明会を開催した。本年 9 月 28 日には本年度の賛助会員会議を開催する予定であるが、今回、初めて研究グループ等が参加し、今後の課題や問題意識を共有し技術提案等を行う。

### 3. ガバナンス改革

- ・適切なガバナンス体制の構築のため、組織体制の見直し、内部監査部門の実効性確保、経営層によるリスク管理に取り組んできた。管理部門の機能強化と独立性を確保するため、研究部門と管理部門の兼任を廃止し、総務部のコンプライアンス担当部署として位置付けを徹底するため組織規程に明文化した。
- ・内部監査の実効性と独立性を確保するため、内部監査室を設置し、内部監査部門と研究部門の兼務を廃止するとともに、内部監査規程を改定し新規程に基づき内部監査を実施した。また、当研究所監事と監査法人との間で意見交換が行われた。さらに、監査の一層の実効性向上の観点から、本年 6 月、評議員会において弁護士の新監事が選任された。
- ・令和 3 年度の当研究所の事業計画（2021 年 1 月）の検討において、業務執行理事は、各部・グループ等とリスク認識について意見交換を行い、発生確率が高く影響度が大きいと評価されるリスクについて優先順位を決め、同事業計画での予算化、人員手当て等の必要な対応を行った。今後もこのような仕組みで事業活動及び組織運営に伴うリスク管理と監視機能の強化を図っていく。

### 4. コンプライアンス意識・風土の醸成

- ・「再発防止策実施委員会」を設置し、2020 年 9 月に第 1 回を開催以降、2021 年 7 月まで計 11 回の委員会を開催。また、毎月の本委員会開催後、本委員会での資料、議論等について全役職員に紹介、説明等を行い、再発防止策の進捗状況等について情報共有、意見交換を行うとともに、理事長から適時コンプライアンスに関するメッセージ、コメントを发出した。
- ・毎年 8 月をコンプライアンスファースト月間とし、経営幹部による本事案の振り返り、各部・グループ等内での法令遵守、再発防止策の取組み等に関する意見交換、各個人による「行動規範」の遵守の宣誓等を行うこととした（本年 7 月の部長会議で決定。8 月 3 日、役職員説明会を開催し、本年から実施した。）。8 月 31 日、第 1 回行動規範委員会を開催し、上記意見交換の内容を報告・共有し、その結果も踏まえ「行動規範」の規定の一部見直しを行うこととした。
- ・コンプライアンス意識向上を目的とした教育・研修として、顧問弁護士による全所員を対象としたコンプライアンス研修、顧問弁護士の所属事務所による「懲戒処分セミナー」、コンプライアンスに関する部長職研修、職員研修等を実施。コンプライアンスファースト月間の一環として e-ラーニング「最新事例に学ぶ 企業倫理・コンプライアンス実践コース」を受講した。また、職員が利用しやすい内部通報制度とするため、対応体制がより整備された法律事務所へ通報窓口を変更しイントラ及びメールで通報制度と通報窓口について定期的に周知等を行っている。

以上